

■ 申告に必要なもの(領収証や証明書などは令和7年中のもの)

収入がわかるもの	源泉徴収票(原本)…勤務先が発行
年金所得者	源泉徴収票(原本)…年金支払者が発行
営業・農業・不動産所得者	記入済の収支内訳書、支払調書
一時所得がある場合	収入額と必要経費の記載された証明書(支払保険金額等のお知らせなど)
シルバー人材センターの所得がある場合	配分金支払証明書
所得から控除する額がわかるもの	市役所からの所得申告参考資料(※)、国民年金保険料控除証明書、その他社会保険料の支払金額が分かる書類
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳、控除対象者認定書など
医療費控除	記入済の医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
寄附金控除	寄附金の受領証(原本)など
住宅借入金等特別控除(2年目以降のかた)	記入済の令和7年分住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
その他	・税務署や市役所からの「申告お知らせはがき」(ある場合のみ) ・申告する人名義の預貯金口座番号がわかるもの ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・利用者識別番号がわかる書類(ある場合のみ)

※令和7年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(年金からの特別徴収分を除く)は、1月27日(火)に発送します。

※国民健康保険の被保険者の方の「医療費のお知らせ」については、15ページをご覧ください。

■ スマホ申告講習会を開催します(共催 栃木税務署)

確定申告書はスマートフォンとマイナンバーカードを使用して簡単に作成することができます。来年からは申告会場に行かずに、自宅で申告してみませんか?

日時 2月2日(月)

①9時30分~10時30分 ②11時~12時

場所 きららの杜とちぎ蔵の街楽習館(栃木市市民交流センター/入舟町)4階講義室

対象 初めてスマートフォンを使用して確定申告をする方で、次の条件に該当する方

- ・給与や年金収入があり申告の義務がある方
- ・給与や年金収入があり医療費控除や寄附金控除の申告をする方
- ・個人事業主で青色申告以外の方

※事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は事前に作成をお願いします。

定員 各回先着15人

費用 無料

スマホ申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン
 - ・マイナンバーカードの暗証番号(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書の2種類)
 - ・令和7年分の収入や控除のわかるもの(上記「申告に必要なもの」をご確認ください。)
- ※必要なものについての詳細は市ホームページもご覧ください。
- 申込期間** 1月6日(火)~29日(木)
- 申込方法** 電子申請システム(市ホームページの電子申請システムから「スマホ申告」で検索)でのお申し込みの他、窓口(本庁舎2階税務課)または電話(☎(21)2751)



栃木税務署からのお知らせ

◆ 税務署への来署をご検討の方へ

1月5日(月)~2月13日(金)は、税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください(事前に予約のある方のみの対応となります)。

申告相談を希望される方は、2月16日(月)~3月16日(月)の確定申告期間中にLINEによる入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。



■ 市の会場で受付できない申告の種類

以下の申告は栃木税務署(栃木商工会議所)での受付となります。市の会場の予約をされても受付できませんので、必ずご確認ください。

- ・土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ・太陽光発電(売電)の申告
- ・暗号資産(仮想通貨)取引による申告
- ・先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告
- ・給与所得者の特定支出控除の申告
- ・住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ・国外扶養親族の控除適用を受ける申告
- ・外国税額控除の適用を受ける申告
- ・災害・盗難・横領等の雑損控除の申告
- ・青色申告、肉用牛の売却による課税の特例を受ける申告
- ・過年度分(令和6年分以前)の申告
- ・準確定申告(死亡した人の申告)
- ・その他税務署での判断が必要となる申告

■ 所得税還付申告会(予約制)

2月16日(月)からの申告受付日程とは別に、所得税還付申告会を開催いたします。

給与収入の方、公的年金等収入の方、ぜひご利用ください。

日時 2月5日(木)、6日(金)

午前の部:9時~11時30分/午後の部:13時30分~16時

会場 市役所本庁舎(万町)3階正庁

予約方法 音声ガイダンスによる電話予約です。

予約専用番号

☎050-3642-3488

予約受付期間

1月6日(火)9時~19日(月)

24時間受付可能(土・日・祝日含む)

対象者 退職などで年末調整が済んでいない方

・給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

持ち物 左ページの「申告に必要なもの」を参照し、ご持参ください。

■ 市民税・県民税申告書は郵送で提出できます。

市民税・県民税申告書や手引きは、税務課・各総合支所窓口で1月中旬から配布するほか、市ホームページからもダウンロードができます。(郵送での配布を希望の方はご連絡ください。)市ホームページでは、電子申告についての情報も随時更新しています。

必要事項をご記入のうえ、マイナンバーカードの写し、源泉徴収票や控除証明書などのコピーを同封し、3月16日(月)までに郵送してください。(同封書類はお返しきれません。)

※確定申告書は税務署に提出してください。

提出先

〒328-8686(住所不要)

栃木市役所 税務課 市民税係 あて

■ 申告のお知らせはがきを郵送します

1月下旬に、前回、市民税・県民税申告書を提出した方および市の会場で税申告された方へ「申告のお知らせはがき」を郵送します。



はがきのイメージ
(圧着式はがきです。
届いたらご自身で開いてください。)

■ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい計算のために、市県民税の申告が必要です

保険税(料)は、本人および家族の方の前年中の課税所得に基づいて計算します。

収入が無い方は、市県民税の申告をすることにより、低所得者の軽減措置が受けられる場合があります。

※遺族年金・障害年金(非課税年金)のみを受給している方も、収入無しの申告が必要となります。

■ 国民健康保険・後期高齢者医療加入者の申告について

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方は、世帯に未申告の方がいる場合、高額療養費の限度額が正しい区分で適用されないことがあります。非課税の方も申告の提出が必要です。

問合先 保険年金課国保係 ☎(21)2131

医療給付係 ☎(21)2137